

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案に対する修正案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七条のうち第五条の次に七条を加える改正規定中第五条の二を次のように改める。

（司法修習生となる資格を得た後に法務大臣の認定を受けた者についての弁護士資格の特例）

第五条の二 法務大臣が、司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて次に掲げる事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して七年以上になると認め、かつ、その後弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 企業その他の事業者（国及び地方公共団体を除く。）の役員、代理人又は使用人その他の従業者として行う当該事業者の事業に係る事務であつて、次に掲げるもの（第七十二条の規定に違反しないで行われるものに限る。）

イ 契約書案その他の事業活動において当該事業者の権利義務についての法的な検討の結果に基づいて作成することを要する書面の作成

ロ 裁判手続等（裁判手続及び法務省令で定めるこれに類する手続をいう。以下同じ。）のための事実関係の確認又は証拠の収集

ハ 裁判手続等において提出する訴状、申立書、答弁書、準備書面その他の当該事業者の主張を記載した書面の案の作成

ニ 裁判手続等の期日における主張若しくは意見の陳述又は尋問

ホ 民事上の紛争の解決のための和解の交渉又はそのために必要な事実関係の確認若しくは証拠の収集

二 公務員として行う国又は地方公共団体の事務であつて、次に掲げるもの

イ 法令（条例を含む。）の立案、条約その他の国際約束の締結に関する事務又は条例の制定若しくは改廃に関する議案の審査若しくは審議

ロ 前号ロからホまでに掲げる事務

ハ 法務省令で定める審判その他の裁判に類する手続における審理又は審決、決定その他の判断に係る事務であつて法務省令で定める者が行うもの

2 前項の規定の適用については、司法修習生となる資格を得た後に前条に規定する職に在った期間及び

第六条第一項第二号に規定する職に在った期間は、前項の職務に従事した期間とみなす。

第七条のうち第五条の次に七条を加える改正規定のうち第五条の三第一項中「取得し、又は検察庁法第十八条第三項の考試を経た」を「取得した」に、「前条第一項第一号若しくは第三号の職に在った期間又は同項第二号」を「同項」に、「同号の」を「その」に改め、同条第二項中「取得し、又は検察庁法第十八条第三項の考試を経た」を「取得した」に、「前条第一項第一号若しくは第三号の職に在った期間又は同項第二号」を「前条第一項」に、「同号の」を「その」に改める。

第七条のうち第五条の次に七条を加える改正規定のうち第五条の四第一項中「第五条の二第一項各号のいずれかに該当する」を「司法修習生となる資格を得た後に第五条の二第一項の職務に従事した期間が通算して七年以上になる」に改める。

第七条のうち第七十五条の改正規定中「第五条の二第一項第一号又は第三号に規定する職に在った期間、同項第二号」を「第五条の二第一項」に、「同号の」を「その」に改める。